

令和4年10月24日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 令和5年度申込時におけるベール品質調査（組成調査）の実施について

1. 申込み初年度におけるベール品質調査（組成調査）（以下、「品質調査」という。）の実施の目的  
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32条に基づき、協会に引き渡される分別収集物は、容リプラ、製品プラや産廃プラが混在したものとなります。

費用負担においては、分別収集物のうち、容リプラについては従来同様に特定事業者の負担と市町村の負担（令和4年度は特定事業者負担99%、市町村負担1%）となる一方、製品プラ、産廃プラの再商品化費用については、全額市町村の負担となります。

製品プラの費用は、製品プラの数量と再商品化事業者の入札によって決められた単価により決定しますが、分別収集物に混在する容リプラと製品プラの各数量を算出するためには、ベールに含まれる容リプラと製品プラの組成比率が必要となります。

協会と契約後の品質調査は協会で行い、ベールに含まれる容リプラと製品プラの組成比率を明確にしますが、申込み初年度は協会と契約前のため、市町村は自ら品質調査を実施し、その結果をもとに協会に申込む必要があります。

原則、申込みまでの品質調査は必須としますが、何らかの理由で調査が実施できない場合は、環境省から発出された「R5年度指定法人への引き渡し量申込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」（令和4年9月26日付事務連絡）をご参照ください。

なお、下記に品質調査の実施期限、手順等を記載しますので、ご熟読のうえ実施してください。

2. 市町村による品質調査実施の期限

協会の申込み（10月下旬～11月下旬）までに、市町村自ら品質調査を実施してください。

3. 市町村による品質調査実施の手順

### （1）品質調査方法

下記の方法から選択してください。

#### ①協会の「分別収集物のベールの品質評価方法」と同じ方法で実施

品質調査の方法については、参考資料③「分別収集物のベールの品質評価方法」（31ページ）の内容を参考に実施してください（協会と契約後に実施する方法を記載しています）。

#### ②独自の方法で実施

上記①以外の方法で品質調査を実施する場合は指します。

### （2）品質調査の判定基準について

資料14「令和5年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）を判定基準としてください。

また、参考資料③「分別収集物のベールの品質評価方法」（31ページ）に判定基準の詳細を記載しておりますので、参考のうえ品質調査を実施してください。

### （3）品質調査の記録について

参考資料①（29ページ）の「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）に、品質調査の結果を記入してください。

「市町村による分別収集物ベール品質評価記録書」記入方法

【基礎情報】

調査日や実施場所、市町村名等を記入してください。

【調査方法】

上記（１）「品質調査方法」の調査方法を選択してください。

【ベールの形状】

申込む予定のベールの種類に合致した内容を選択してください。

（例）容リプラと製品プラと産廃プラを引き渡す予定

⇒②を選択してください

（例）容リプラと製品プラを申込み予定だが、容リプラと製品プラのベールを分けて引き渡す予定

⇒④を選択し、容リプラのベールと製品プラのベールでそれぞれベール品質調査を実施してください（別々に品質調査を実施するため記録書は２枚必要です）。

【品質調査結果】

評価対象重量を記入し、品質調査の結果、容リプラと製品プラ、異物の量を記入してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を評価対象重量で除して算出してください。

（例）容リプラが 45.00kg、評価対象重量が 60.00kg の場合

$45.00\text{kg} \div 60.00\text{kg} = \text{比率 } 75.00\%$ （容リプラ）

秤量値、比率は小数第３位を四捨五入して小数第２位まで記入してください。

【申込時における容リプラと製品プラの比率】

・計算式

＜容リプラの比率＞

$$\frac{\text{品質調査における容リプラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

＜製品プラの比率＞

$$\frac{\text{品質調査における製品プラの秤量値}}{\text{品質調査における容リプラ秤量値} + \text{製品プラの秤量値}} \times 100$$

上記の【品質調査結果】の中から容リプラと製品プラの秤量値を転記し、２つの項目を合計してください。

比率については、それぞれの項目の秤量値を合計の重量で除して算出してください。

（例）容リプラが 45.00kg、合計の重量が 56.00kg の場合

$45.00\text{kg} \div 56.00\text{kg} = \text{比率 } 80.36\%$ （容リプラ）

秤量値、比率は小数第３位を四捨五入して小数第２位まで記入してください。

ここで算出した比率が、申込み時における容リプラと製品プラの比率の根拠となります。

(4) 申込みまでに品質調査が実施できない場合の対応

原則、申込みまでの品質調査は必須としますが、何らかの理由で調査が実施できない場合は、環境省から発出された「R5 年度指定法人への引き渡し量申込時における品質調査が実施できない場合の対応方法について」（令和4年9月26日付事務連絡）をご参照ください。

4. 品質調査結果と申込書との関係

申込みの際、分別収集物の引き渡し申込書（様式3-5）と記録書を提出していただきます。

また、分別収集物の引き渡し申込書（様式3-5）には、記録書の【申込時における容リプラと製品プラの比率】に記載された組成比率を、小数第1位を四捨五入した数値を記入します。

(例) 【申込時における容リプラと製品プラの比率】で、容リプラの組成比率が80.36%の場合  
80.36%の小数第1位を四捨五入 ⇒ 申込書に「80%」と記入

なお、申込書に記載された組成比率、数量で協会は入札を実施し、再商品化事業者と契約します。

5. 契約以降の品質調査

契約以降は協会にて品質調査を実施いたします。（当面の間は上期1回、下期1回の年2回予定）

契約初年度は上期（4月～9月）までの間に実施し、その結果得られた容リプラと製品プラの組成比率に基づき、初年度の下期及び次年度の組成比率を改定する場合があります。次々年度以降は初年度下期及び次年度上期に実施した品質調査の平均値で改定する場合があります。

前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。

なお、毎年契約が継続している最中であっても、期初又は期中で以下の変更により容リプラと製品プラの組成比率が変更する可能性がある場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議します。

- ① 収集方法・内容等の変更
- ② 収集エリアの変更
- ③ 代表市町村、一部事務組合の構成市町村の変更
- ④ ①～③以外に組成比率の変更が見込まれる場合

品質調査で得られた組成比率と契約時の組成比率の関係については、次ページをご確認ください。

以上

市町村等及び協会が実施する品質調査と契約時の組成比率との関係

パターン	品質調査実施時期と組成比率変更項目	契約前		契約初年度		契約2年度		契約3年度	
		市町村実施	協会実施	上期	下期	上期	下期	上期	下期
①契約初年度の上期に引き渡しを開始された場合	品質調査実施	市町村実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施	協会実施
	契約時の組成比率			初年度上期の結果を1年半使用		初年度下期と2年度上期の平均を1年使用			
	次年度申込時の組成比率	(10月～11月) 契約初年度の申込みは市町村が実施した結果を使用	(10月～11月) 契約2年度の申込みは初年度上期の組成比率を使用	(10月～11月) 契約3年度の申込みは初年度下期と2年度上期の平均を使用	(10月～11月) 契約4年度の申込みは約2年度下期と3年度上期の平均を使用				
②契約初年度の下期に引き渡しを開始された場合	品質調査実施	市町村実施			協会実施			協会実施	協会実施
	契約時の組成比率			市町村が実施した契約前の結果で1年半使用		2年度上期の結果を1年半使用			
	次年度申込時の組成比率	(10月～11月) 契約初年度の申込みは市町村が実施した結果を使用	(10月～11月) 契約2年度の申込みは市町村が実施した契約前の結果を使用	(10月～11月) 契約3年度の申込みは約2年度上期の結果を使用	(10月～11月) 契約4年度の申込みは約3年度下期と3年度上期の平均を使用				

※上期は4月～9月、下期は10月～3月

※②において、引き渡し頻度や量が少ない等の理由により、契約初年度の上期に引き渡しが無い場合は、契約初年度の下期に品質調査を実施する場合があります。

※毎年契約が継続している最中であっても、期初又は期中で容リプラと製品プラの組成比率が変更する可能性がある場合は、協会と市町村等で品質調査の実施及び組成比率の変更等の対応について協議します。

※品質調査の年間の回数は、変更となる可能性があります。